

『妊婦のための支援給付』のご案内

妊婦の産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的に、「妊婦支援給付金」を支給します。

※給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

対象者	次の①～②の両方に当てはまる方 ①申請時点で太子町に住所を有する方 ②令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦の方 ※他の自治体で「妊婦のための支援給付」を受けている場合、既に受けた分を除いて支給します。 ※流産・死産等の場合でも、医師の証明書等により「妊婦のための支援給付」の対象となる場合があります。
給付額	1回目の給付：5万円（口座振込） 2回目の給付：胎児の数×5万円（口座振込）
支給までの流れ	①医療機関等で妊娠の確定診断を受けたあと、太子町に妊娠の届出をします。 ②妊娠の届出をする際に、「妊婦給付認定申請書」を併せて提出します。 ③申請後、おおむね1～2か月後に指定口座に1回目の給付金を振込みます。 ④出産後の新生児訪問時期に「胎児の数の届出書」を提出します。 ⑤届出後、おおむね1～2か月後に指定した口座に2回目の給付金を振込みます。
申請に必要なもの	・助成対象者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・助成対象者名義の振込口座情報がわかるもの（通帳またはキャッシュカード） ※「支給までの流れ」②、④の提出時にご提示ください。
申請期限	1回目の給付：胎児の心拍が医療機関等で確認された日から起算して、2年を経過する日まで。 2回目の給付：出産予定日の8週間前から起算して、2年を経過する日まで。 ※申請や届出は、期限までをお願いします。

問い合わせ先

- ・妊婦のための支援給付について
- ・妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

太子町さわやか健康課

住所：太子町老原 102 番地 1（保健福祉会館内）

電話：079-276-6630（平日 8：30～17：15） ※12月29日～1月3日除く

よくあるご質問

Q 1 : 対象者の所得制限はありますか？	A 1 : 所得制限はありません
Q 2 : 申請後、どれくらいの期間で給付金は振り込まれますか。	A 2 : 申請や届出を受理してから、おおむね1~2か月後に指定の口座に振り込みます。
Q 3 : 妊婦以外の名義の口座に振り込むことはできますか。	A 3 : できません。振込先は、給付を受ける妊婦ご本人名義の口座を指定してください。
Q 4 : 太子町外で里帰り出産する予定ですが、里帰り先の自治体で申請はできますか？	A 4 : できません。本制度は、住民票がある自治体にのみ申請することができます。 一時的な里帰りの場合は、住民票のある自治体に申請してください。
Q 5 : インターネットバンキングを利用しているため、口座情報の写しがありません。	A 5 : インターネットバンキングをご利用の場合は、口座情報が分かる画面を職員が目視で確認いたします。
Q 6 : 太子町に転入してきました。以前住んでいた自治体で1回目の給付を受け取りましたが、太子町で給付を受けることができますか？	A 6 : 太子町から新たに妊婦給付認定を受けることができます。ただし、本制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の自治体から1回目の給付を受けることはできません。
Q 7 : 妊婦の給付認定を受けた後に、口座等の名義を入籍後の苗字に変更することは可能ですか？	A 7 : 可能ですが、振込先の情報が申請時から変更になると振込不能が発生します。振込までお時間を要することになりますので、妊婦給付認定後に口座情報が変更になる場合は、さわやか健康課までご連絡ください。